

2014年5月21日

横浜地裁判決を受けて（声明）

第4次厚木爆音訴訟団

本日、横浜地方裁判所第1民事部にて判決が言い渡された。

その内容は、行政訴訟による自衛隊機の飛行差止を認めるという、これまでの基地騒音訴訟にない、画期的な判決であるとともに、厚木基地周辺住民に対する爆音被害は違法であるとして損害賠償を認めた。ただし、米軍機についての飛行差止は、残念ながら認められるに至らなかった。

我々は長年にわたって続く基地被害の抜本的解決のためには、単なる過去の被害に対する救済にすぎない損害賠償だけでなく、航空機の飛行差止を認めるしかないとして本訴訟において強くこれを求めてきただけに、自衛隊機についてのみではあるものの、飛行差止めを認めた本判決については、裁判所の英断として評価するものである。

本判決の評価・問題点を踏まえ、国に以下のとおり要請する。

1 本判決の問題点は、米軍機の飛行差止を認めなかったことに尽きる。

裁判所は行政訴訟・民事訴訟いずれにおいても、米軍機の運行については、地位協定の解釈に基づき、日本が米軍の活動を制限する根拠がないとの判断により、差止請求を棄けた。

2 なお、行政訴訟における米軍機の差止については、米軍機に対する行政処分は存在しない、との判断を行っており、極めて遺憾である。

国は、裁判所が自衛隊機の夜間飛行を差し止めた趣旨に基づき、速やかに自衛隊機と同時に米軍機の夜間運行を停止しなければならない。

3 原告らは、本訴訟において、航空機騒音による高血圧症、狭心症等の心臓血管系疾患、認知障害、高度の睡眠妨害等の身体的症状の発症、また高度の不快感に苦しめられているとして健康被害を訴えてきた。特にWHOを中心とする最新の知見を利用して、騒音による健康影響とガイドラインによる被害の評価、健康損失の量を専門家の意見書と証人尋問により明らかにしてきたところである。

本判決では、航空機騒音による睡眠妨害については、「健康被害に直接結び付きうるものであり、相当深刻な被害といえる」とし、夜間の自衛隊機の差止の必要性を認めるに至ったものであり、この点は極めて高く評価できる。

本判決は、明確に健康被害が発生しているとの原告の主張は認めなかったものの、航空機騒音による健康被害への不安を精神的被害として捉えた。国は、睡眠妨害を含む健康被害の存在を自覚し、自衛隊機及び米軍機の夜間飛行を即時停止すべきで

ある。

4 民事訴訟による差止については、従前同様、自衛隊機については不適法却下とし、米軍機については、上記のとおり差止を棄却しているが、国は裁判所が指摘した軍用機による睡眠妨害を含む各種の被害の存在を踏まえ、米軍機の差止に対する努力をしなければならない。

5 損害賠償については、裁判所は、従前の損害賠償額を大きく前進させ、慰謝料額を増額させた。

原告らは騒音被害の深刻さ、爆音違法の司法判断を無視し続けるこれまでの国側の姿勢、他の権利侵害訴訟における賠償額の高額化などに基づいて従来判決の見直しを強く求めていただけに、今回の判決認容額は相当程度評価をすることができる。

なお、将来請求の認容については従前と変わりなく不適法却下とした。米軍機の差止が認容されなかっただけに、この将来請求が却下されたことは極めて残念である。

6 我々は、平成19年12月17日に第1次の提訴をし、翌年5月12日に第1回口頭弁論が開かれ、既に6年以上が経過した。本日、判決言い渡しを受け、自衛隊機だけではあるものの、その飛行差止を認めたことは、画期的なものとしてこれを評価するが、民事訴訟および行政訴訟における米軍機の飛行差止が認められなかったことについて控訴審へ向けた新たな闘いを始めなければならない。米軍機も含めたすべての航空機の飛行差止なくして、厚木基地の爆音被害解消の道はないのである。

損害賠償請求については、我々が求めていた賠償額の全額認容には至らなかったが、一定の増額は認められた。今、被告国に求められているのは、騒音解消に向けての真摯な取り組みとともに損害賠償に関しては本判決を確定させ、判決内容に従った履行をすることである。

我々は、原告ら住民を含めた訴訟団の総意として、損害賠償に関して被告国が控訴しないことを強く求めるものである。

以上